

東港金属株式会社

東京都大田区京浜島2-20-4

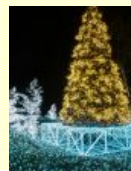
電話 03-3790-1751

URL <http://www.tokometal.co.jp>

(見学受付: 電話03-3790-1751 又は 各営業担当)

猛暑で日本中が悲鳴を上げていたのはついこの間のことでしたが、秋を堪能する時間は短く、北海道からは吹雪模様のニュースが聞こえてきました。四季のある日本ならではの気候ですが、暑いときにはその対応で追われてなかなか冬への備えまでは気が回らずに、不意を衝かれたような気持ちになってしまいますね。先を予測して荒年準備とはなかなかいかないものです。

12月を迎えました。産業廃棄物処理業界は年末整理で処分量も増えると思われますが、何しろ「師走」です。あつという間に正月が来てしまうでしょう。東港金属では持込収集運搬について、大晦日まで出来る限りお客様のご希望に沿うようご相談に応じております。リサイクルパートナーとして気軽にご連絡下さい



★羅針盤

鉄・非鉄スクラップ・市況からの12月予測

営業部 Y の考察

- 鉄スクラップ** → 考察) 11月は輸出価格が上がり、国内の電炉・高炉メーカーが品物を集めるため価格を合わせており、現状上げ止まりと思えます。但し、今後の世界情勢次第でどう動くか分からないと思われま。
- 銅** → 考察) 11月は上げ下げの変動がありました、ここ数日8,300ドル/トンと落ち着いています。ただ、銅相場は経済情勢により激しく変わるため12月の予想はつかないが、大きな動きはないと思われま。
- アルミ** → 考察) 11月のLME価格は多少下げ相場となりました。12月は上がる要素がないので、横ばいか多少下げるのではと予測しております。
- プラスチック** → 考察) 原油価格が多少下げ気味ですが、少し円安のお陰で価格に変動はありません。まだまだ中国は品物を集めているので、12月も横ばいと思われま。

11月予測の自己評価

鉄スクラップ	◎	アルミ	×
銅	◎	プラスチック	◎



★羅針盤

最終処分場とは？

最終処分場とは、日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法と略される）で定義する不要物のうち、リユース（再利用）及びリサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設のことを言い、**ごみ処分場**、**ごみ埋立地**、**埋立処分場**などとも呼ばれます。

実際の最終処分場は、安定化に長期間を要する有害廃棄物を封ずるための**遮断型処分場**、既に安定しているか、または埋立後すぐ安定する無害な廃棄物を片づけるための**安定型処分場**、並びに、どちらにも該当せず埋立終了後も維持管理を要する**管理型処分場**の3種類に大きく分かれます。

①遮断型処分場

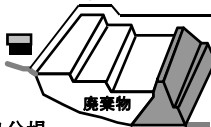
重金属や有害な化学物質などが基準を超えて含まれる有害な産業廃棄物を保管します。 廃棄物が無害化する事はないため、公共水域と地下水から永久に遮断を保つよう管理し続ける必要があり、有害物質を含む漏水が周辺の一般環境へ漏洩しないように、厳重な構造設置基準（コンクリートで周囲を覆うなどの遮断対策など）・保有水の漏出管理が厳重に行わなければならない。将来の新技術に最終処分を託す、長期・無期限保管場所といえます。



外周仕切設備、腐食防止工
内部仕切設備、雨水流入防止装置

②安定型処分場

環境に影響を与えない廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず・ゴムくず・がれき類の安定5品目の廃棄物だけを埋立の対象とします。 このため、地下水への浸透を防ぐ遮水工や、公共水域への浸出水を処理する浸出水処理施設は設けなくて良いのですが、地下水のモニタリングは義務づけられています。



立て札、沈下防止工

③管理型処分場

低濃度の有害物質と生活環境項目の汚濁物質を発生させる、大部分の廃棄物に対し、安定化を図る処分場です。

埋立て後に生じる浸出水の埋立地外部への流出を防ぐためのゴムシートなどによる遮水工と、浸出水処理施設等の設置、及び水質試験やモニタリングによる管理が必要とされます。処分場周辺に降った雨は雨水排除施設で流れ込まないようにしなければなりません。また、遮水工の劣化や破損による漏出を検知するための破損検知設備や、地下水位の上昇に備える地下水集排水設備など多重安全構造を組み込むのが望ましいとされています。埋立て完了後、表面も遮水工で覆う場合もあります。



遮水工、集水設備、
浸出液処理設備

最終処分場について簡単に記載いたしました。設置・運営の詳細は廃棄物処理法に定められた基準となりますので、必要な場合は当該基準をご参照ください。(参考文献: Wikipedia)



京浜島日記

(隔月連載 4)

先の11月初旬の横浜でのAPECにおける京浜島での警備は大変なもので、当社のお客様が京浜島から自社のある横浜に帰るのに、検問の渋滞によって、普段の倍以上の2時間もかかったという事でした。これは京浜島が羽田空港の隣であり、交通の要所であることを示しています。

しかし、京浜島にはバス以外の公共交通機関が無いのです。当社の従業員もJRで最も近い大森駅や京浜急行の平和島駅からバスで通勤しています。バスに乗るという事で距離的にはそんなに遠くない京浜島まで30分という時間は自動的にプラスになってしまいます。環状7号線から車で来ると京浜島の手前に大田市場がありますが、ここにも電車の駅はありません。通勤する上でこのことは大変なネックになります。何とか、電車若しくはモノレールの敷設してもらいたいものです。23区内の稀有な工業専用地域であり、空港・港に隣接し、発展しているにも関わらず、現在は陸の孤島となっています。京浜島工業地域が更に発展するためにも当地で働く多数の勤務者の利便を図ることが大きな要素となりますので、是非とも電車の乗り入れ実現が我々の強い希望です。

地域に密着するリサイクル企業として私たち自身も働きかけていきたいと思ひます。

(つづく)
(福田 隆 東港金属(株) 代表取締役)

★羅針盤

覚えよう改正廃棄物処理法(ポイント4)

平成22年5月12日に成立し、同19日に公布されました。
公布の日から1年以内の政令で定める日から施行されます

廃棄物処理施設に係る定期検査

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、環境省令で定める期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。

※廃棄物処理施設の設置者に対して、都道府県知事による、その施設の定期検査が義務付けられました。

廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保するための措置

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の情報について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

※廃棄物処理施設の設置者は、自ら処理施設の情報を公開しなければならないことが義務付けられました。